

環水管第43号
平成6年3月15日

都道府県知事・政令市長 殿

環境庁水質保全局長

クロルニトロフェン(CNP)について

クロルニトロフェンについては、当職通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成5年3月8日付け環水管第21号）記の「6. 要監視項目の設定について」により示しているところであるが、化学物質水質保全検討会からの報告（別添「要監視項目クロルニトロフェンについて」（平成6年3月15日付け）の趣旨に沿って、当職上記通知の「別表要監視項目及び指針値」中クロルニトロフェンについて0.005mg/l以下と定められている指針値についてその数値を削除し、新たな数値は定めないこととする。

また、これに関連して、下記により、必要な措置を講ずることとしたので、貴職におかれでは、格別の御配慮をお願いする。

記

1. クロルニトロフェンについては、引き続き要監視項目として公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握することであること。
2. 公共用水域等におけるクロルニトロフェンの水質測定は、次により行うこと。
 - (1) 公共用水域等における要監視項目クロルニトロフェンの水質測定に当たっては地域の実情に応じ環境基準健康項目の主要な測定地点等で水質を測定することとされていることから、クロルニトロフェンに係る水質測定地点の選定に当たっても、クロルニトロフェンの散布場所等の使用実績、水道水の取水口の位置等の地域の実情を十分勘案して行う必要があること。

- (2) 水質測定の時期については、クロルニトロフェンの散布時期等を勘案して、的確に実施していく必要があり、特に、クロルニトロフェンが除草剤として通常田植前後にたん水状態で使用されることから、田植時期を中心としてその前後において水質測定頻度を高める必要があること。
- (3) なお、水質測定の結果、「クロルニトロフェンが検出されること」とは、平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」の中で定められているクロルニトロフェンに係る測定法により測定した場合において、 0.0001mg/l 以上のクロルニトロフェンが検出される場合とするものであること。

3. 水質測定の結果、クロルニトロフェンが検出された場合には、その水系におけるクロルニトロフェンの検出状況等について調査し、あわせてクロルニトロフェンに係る水道の水質管理を迅速に行えるよう水道事業者に連絡するとともに、クロルニトロフェンが公共用水域へ飛散・流入しないよう関係部局、関係行政機関等とも連絡・連携を密にしていくものであること。

要監視項目クロルニトロフェンについて

平成6年3月15日
化学物質水質保全検討会

1 経緯

クロルニトロフェン(CNP)については、平成5年3月8日付け水質保全局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、要監視項目として位置づけられている。

クロルニトロフェンに係る一日摂取許容量については、本年3月7日に厚生省に設置されている残留農薬安全性評価委員会において、クロルニトロフェンと胆のうがんの因果関係の有無が明らかとなるまでの間は、予防的な観点も取り入れ、一日摂取許容量を設定しないことが妥当と考えられる旨の結果がとりまとめられた。

これを受けて、農薬取締法に基づく農薬登録保留基準については、環境庁においてクロルニトロフェンに係る一日摂取許容量が設定されるまでの間は現行の同農薬登録保留基準を設定しないこととし、その間の新たな登録は行わないことが妥当である旨の本年3月10日付け中央環境審議会答申を踏まえ、関連告示の改正が行われることとなっている。

また、現在登録されているクロルニトロフェンの扱いについては、3月7日に環境庁から農林水産省に対して要請が行われ、農林水産省では、関係製造業者からのクロルニトロフェンの製造及び販売を自粛する旨の報告も勘案し、原則として同農薬を使用しないこと等を関係都道府県知事等へ指導している。

クロルニトロフェンに係る水道の水質管理については、厚生省において、今後クロルニトロフェンが使用されなくなることを前提としたうえで、当面の暫定的な対応として、「暫定水質管理指針値」を定め、必要に応じ浄水処理の強化による対応も含め万全を期すこととされている。

2 クロルニトロフェンに係る要監視項目について

(1) 指針値の取扱い等

クロルニトロフェンの指針値は、これまで入手可能な科学的知見により設定された一日摂取許容量に基づいて0.005mg/l以下と設定されたものであるが、今般、クロルニトロフェンに係る一日摂取許容量は、因果関係の有無が明らかとなるまでの間は、設定しないことが妥当との残留農薬安全性評価委員会の結果が示されたことから、同期間中はクロルニトロフェンに係る要監視項目の指針値は設定しないこととする。

これにより、水質測定結果を評価する上での数値がブランクとなるが、将来科学的知見が蓄積されて新たな数値が設定された場合においては検出状況等によっては環境基準健康項目の検討の対象となりうるものとして、引き続き要監視項目として位置づけ、公共用水域及び地下水の水質測定を行い、その推移を把握していくことが妥当で

ある。

(2) 公共用水域等における水質測定

公共用水域等における要監視項目の水質測定に当たっては、地域の実状に応じ環境基準健康項目の主要な測定地点等で水質を測定することとされていることから、クロルニトロフェンに係る水質測定地点の選定に当たっても、クロルニトロフェンの散布場所等の使用実績、水道水の取水口の位置等の地域の実状を十分勘案していく必要がある。また、クロルニトロフェンの水質測定の時期については、クロルニトロフェンの散布時期等を勘案して、的確に実施していく必要があり、特に、クロルニトロフェンが除草剤として通常田植前後にたん水状態で使用されることから、田植時期を中心としてその前後において水質測定頻度を高める必要がある。

なお、水質測定の結果、「クロルニトロフェンが検出されること」とは、平成5年4月28日付け環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」の中で定められているクロルニトロフェンに係る測定法により測定した場合において、 0.0001mg/l 以上のクロルニトロフェンが検出される場合とする。

(3) クロルニトロフェンが検出された場合の対応

水質測定の結果、クロルニトロフェンが検出された場合には、その水系におけるクロルニトロフェンの検出状況等について調査し、あわせてクロルニトロフェンに係る水道の水質管理を迅速に行えるよう水道事業者に連絡するとともに、クロルニトロフェンが公共用水域へ飛散・流入しないよう関係部局、関係行政機関等とも連絡・連携を密にしていく必要がある。

3 その他

クロルニトロフェンの代替物として利用される農薬に関する公共用水域における存在状況等の情報収集に努めていく必要がある。

また、残留農薬安全性評価委員会において、動物試験としては、例えば、クロルニトロフェン及びそのアミノ体の胆のうがん発生メカニズムに着目した長期毒性／発がん性試験及び体内濃縮に関する試験等を実施することが必要であることが指摘されていることから、引き続きこれらの情報の収集に努めていく必要がある。

(参考)

化学物質水質保全検討会設置要領

1. 目的

水質に係る有害化学物質対策に対する専門的意見の聴取を目的とし、水質保全局に設置する。

2. 検討事項

要監視項目クロルニトロフェン(CNP)の取扱いに等について

3. 検討会メンバー(敬称略)

池田 正之	京都大学医学部教授
黒川 雄二	国立衛生試験所安全性生物試験研究センター毒性部長
佐谷戸安好	摂南大学長
林 裕造	国立衛生試験所安全性生物試験研究センター
藤木 素士	筑波大学社会医学系教授
真柄 泰基	国立公衆衛生院水道工学部長
森田 昌敏	国立環境研究所化学環境部長

4. 検討会の開催時期及び回数

3月中に1回程度(1回3時間程度の検討会)